

令和5年 第3回渡嘉敷村議会 定例会 会期日程			
		会期3日間	自 令和5年 6月14日 (水) 至 令和5年 6月16日 (金)
月日	曜日	会議区分	日程
6月14日	水	本会議 (開会)	会議録署名議員の指名 会期の決定について 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問について
6月15日	木	本会議	令和4年度渡嘉敷村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 令和4年度渡嘉敷村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について 令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について 令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について 専決処分の承認について（渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例） 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
6月16日	金	本会議 (閉会)	・令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第1号）について ・令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第1号）について ・令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について ・令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

※ なお、会期中であっても本定例会に付議された事件がすべて終了された場合は、会議規則第7条の規定により閉会となります。

受領

渡嘉敷村議会議員 玉城 保弘



次のとおり通告します。

[illegible]

(注) 1. 質問の要旨は、具体的に記載すること。

2. 質問の相手は、村長、行政委員会の長又は監査委員とする。

受領

渡嘉敷村議会議員 金城 渉



2. 質問の相手は、村長、行政委員会の長又は監査委員とする。

受領

渡嘉敷村議会議員 座間味 満



次のとおり通告します。

[illegible]

2. 質問の相手は、村長、行政委員会の長又は監査委員とする。

受領

渡嘉敷村議会議員 新垣 一史



- (注) １．質問の要旨は、具体的に記載すること。
２．質問の相手は、村長、行政委員会の長又は監査委員とする。

受領

渡嘉敷村議會議員 與那嶺雅晴



次のとおり通告します。

[illegible]

2. 質問の相手は、村長、行政委員会の長又は監査委員とする。